

大野和光園ホームヘルプ事業所

介護予防訪問介護

【料金表】

平成27年8月1日より

1. 介護保険一部負担額

(介護保険負担割合証に2割と記載がある方につきましては、下記金額に2を乗じた金額となります)

【基本部分】

| | | |
|--------------|------------------------------|-----------|
| 介護予防訪問介護費（Ⅰ） | 週に1回程度の指定介護予防訪問介護が必要とされる方 | 1,168円 /月 |
| 介護予防訪問介護費（Ⅱ） | 週に2回程度の指定介護予防訪問介護が必要とされる方 | 2,335円 /月 |
| 介護予防訪問介護費（Ⅲ） | 週に2回程度を超える指定介護予防訪問介護が必要とされる方 | 3,704円 /月 |

【加算】

| | | |
|------------|--|---------|
| 緊急時訪問介護加算 | 利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合に加算します。 | 100円 /回 |
| 初回加算 | 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回若しくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。 | 200円 /月 |
| 生活機能向上連携加算 | 以下の要件を満たす場合に加算します。 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所の理学療法士等による指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成していること。 ・当該理学療法士等と連携して訪問介護計画に基づくサービス提供を行っていること。 ・当該計画に基づく初回の訪問介護が行われた日から3ヶ月間、算定できること。 | 100円 /月 |

| | | |
|----------------------|---|---|
| <p>介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</p> | <p>以下の要件を満たす場合に加算します。</p> <p>① 賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② ①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>④ 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>（一） 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定めていること。</p> <p>（二） （一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>（三） 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>（四） （三）について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。</p> | <p>所定料金に8.6%を乗じた料金を加算します。</p> <p>/月</p> |
|----------------------|---|---|